

令和3年度



三次市下水道事業会計予算

三 次 市

議案第10号

令和3年度三次市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度三次市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 処理面積 | 1,280 ha |
| (2) 年間総処理水量 | 2,765,605 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 7,577 m ³ |
| (4) 建設改良費 | 685,931 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	2,260,192 千円
第1項	営業収益	555,800 千円
第2項	営業外収益	1,704,392 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	2,260,192 千円
第1項	営業費用	2,119,733 千円
第2項	営業外費用	137,959 千円
第3項	特別損失	500 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 528,994 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,360 千円、過年度分損益勘定留保資金 74,348 千円及び当年度損益勘定留保資金 427,286 千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	1,156,546 千円
第1項	企業債	829,100 千円
第2項	国庫補助金	225,968 千円
第3項	県補助金	5,245 千円
第4項	負担金等	96,233 千円

支		出
第1款	資本的支出	1,685,540 千円
第1項	建設改良費	685,931 千円
第2項	企業債償還金	999,009 千円
第3項	予備費	600 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額(千円)
排水設備改造資金に対する利子補給	令和3年度から 令和8年度まで	令和3年度融資 資金に対する利 子補給額
排水設備改造資金貸付に係る取扱 金融機関に対する損失補償	令和3年度から 令和8年度まで	各金融機関が貸 し付けた額に対 して受けた損失 額
一般廃棄物処分等委託業務	令和3年度から 令和4年度まで	契約に定める額
産業廃棄物処分等委託業務	令和3年度から 令和4年度まで	契約に定める額
排水設備工事検査等委託業務	令和3年度から 令和4年度まで	契約に定める額
雨水排水機場整備事業	令和3年度から 令和5年度まで	644,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

公共下水道事業	402,900 千円	証書借入	年 5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
資本費平準化	426,200 千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 107,973 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、980,335 千円である。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三次市長 福岡 誠志